
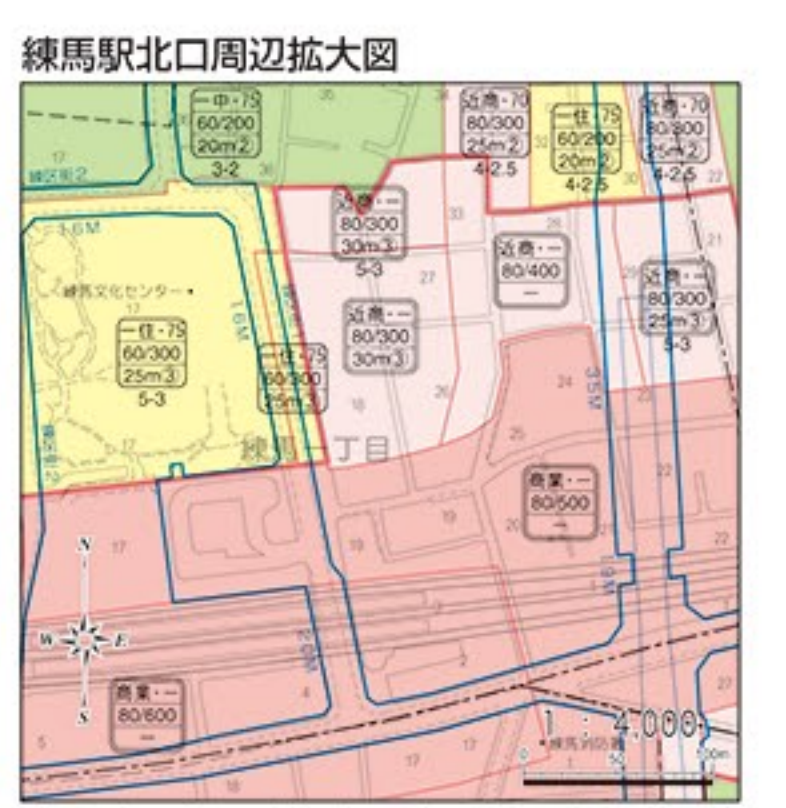
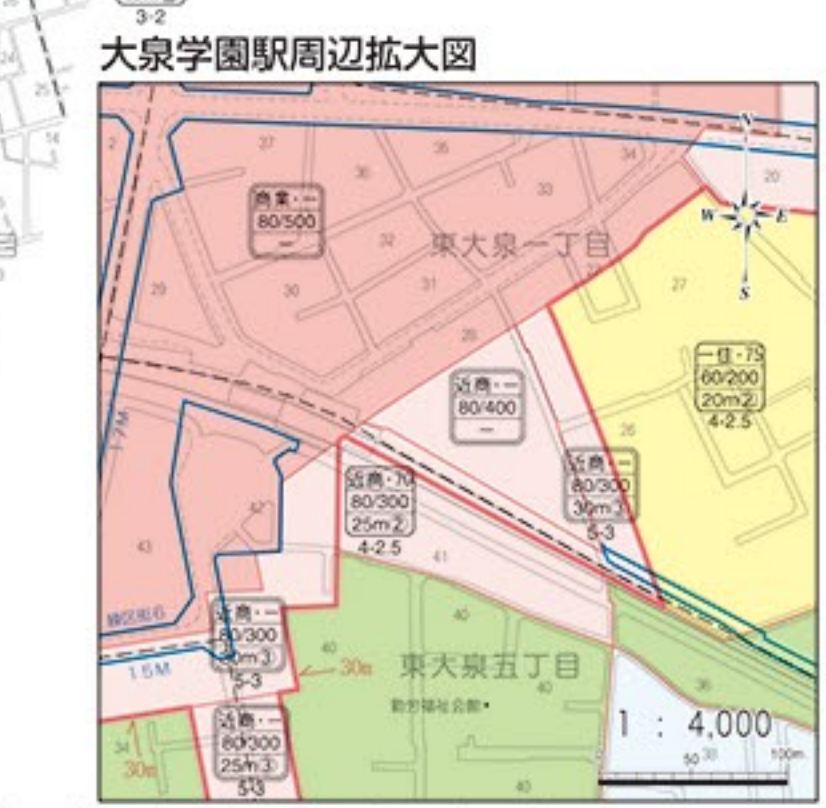


東京都市計画地区計画 大泉町一丁目地区地区計画 総括図 (練馬区決定)



変更箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の最低限度 (㎡) → 容積率 (%)

建ぺい率 (%) → 5-3 → 最低限度高度地区 (7m) → 容積率 (%)

高度地区 → 目録規制 (時間) → 容積率 (%)

防火地域等の指定

防火地域等

風致地区

第2種風致地区

用途地域 (特別用途地区)

| | |
|----|----------------|
| 一低 | 第一種低層住居専用地域 |
| 一中 | 第一種中高層住居専用地域 |
| 一住 | 第一種住居地域 |
| 二住 | 第二種住居地域 |
| 近商 | 近隣商業地域 |
| 商業 | 商業地域 |
| 準工 | 準工業地域 |
| 特工 | 準工業地域 (特別工業地区) |
| 工業 | 工業地域 |

高度地区

| | |
|------|-------------|
| ① | 第1種高度地区 |
| ② | 第2種高度地区 |
| 17m① | 17m 第1種高度地区 |
| 17m② | 17m 第2種高度地区 |
| 17m③ | 17m 第3種高度地区 |
| 20m② | 20m 第2種高度地区 |
| 20m③ | 20m 第3種高度地区 |
| 20m | 20m 高度地区 |
| 25m② | 25m 第2種高度地区 |
| 25m③ | 25m 第3種高度地区 |
| 30m② | 30m 第2種高度地区 |
| 30m③ | 30m 第3種高度地区 |
| 30m | 30m 高度地区 |
| 35m③ | 35m 第3種高度地区 |

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指図書で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎 16階)
(2) 東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係 (都庁第二本庁舎 21階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。道路等の指定 (帯状に道路側に指定されているもの) では、基本的には道路と地帯の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。